

神奈川県看護師等養成機関連絡協議会研究助成要綱

1 目的

この要綱は、自主的に研究を行う神奈川県看護師等養成機関連絡協議会会員の研究活動を助成することを目的とし、会員相互の啓発、意欲の高揚に寄与する。

2 助成対象

助成の対象は、原則として会員又は研究を行うために自主的に結成された会員によるグループとする。ただし、会員と研究活動に使う施設の職員によるグループも助成対象にする。

3 助成の内容

助成対象は、毎年度5件を限度に、研究活動に必要な経費に対し、1件につき最高5万円を助成する。

4 助成の申請

助成を受けようとする会員及び研究グループの代表者は、申請書として研究計画書（様式1）を別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

5 助成の決定

前項の申請があったときは、研究助成委員会でその内容を審査し、助成決定のうえ、すみやかに通知するものとする。

（1）助成の基準

以下①～③の内容を考慮する。

①看護教育の改善、質の向上に貢献できる内容である。

②計画書の内容が妥当である。

③倫理的配慮がなされている。

尚、応募多数の場合は公平性に配慮する。

（2）研究助成委員会

研究助成委員は、神奈川県看護師等養成機関連絡協議会会長、事業担当副会長、教育活動担当理事（部会長）及び教育活動副部会長で構成する。

6 研究活動

研究活動期間は、2年を限度とする。

7 中間報告

助成を受けた会員及び研究グループの代表者は、2月末日までに、会長に研究活動中間報告書（様式2）により中間報告をしなければならない。

8 報告書の提出

助成を受けた会員及び研究グループの代表者は、当該年度の定められた期日までに研究結果報告書（様式3）、および清算書を会長に提出しなければならない。

ただし、やむをえない理由により定められた期日までに提出できない場合は、結果報告延期願（様式4）を期日までに提出し、別に定める期日までに研究結果報告書を提出しなければならない。

9 研究成果の発表

研究活動の成果は、神奈川県看護師等養成機関連絡協議会において発表し、さらに、学術学会への投稿、発表等を行い、会員相互の啓発、意欲の高揚に反映する。

10 その他

この要綱に定めのないもので必要なものは、別に会長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年6月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年6月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年5月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年12月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。